越谷市立学校適正規模・適正配置審議会
委員委嘱状交付式及び
令和８年度第１回会議資料

日時：令和８年１０月１７日（土）午前１０時００分～

会場：越谷市役所第二庁舎３階　教育委員会室

越谷市教育委員会

～　目次　～

○　越谷市立学校適正規模・適正配置審議会委員名簿…… 1

○　越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例 …… 2

【議題】

（１）会議の公開・非公開について

○　越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱 ….4

（２）市内小中学校の現状等について

○　小中学校を取り巻く状況……11

○　児童生徒数の現況と見込……13

○　越谷市における学校教育の目標を踏まえた適正規模・適正配置の検討…..16

○　国の動向（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き）……19

○　越谷市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定……22

○　【参考】他市の具体的な検討の流れ……23

越谷市立学校適正規模･適正配置審議会　委員名簿

選出区分	氏　名	選出団体等
学識経験者	中本（なかもと）　敬子（けいこ）	文教大学
	高橋（たかはし）　晶子（しょうこ）	公認会計士
	長野（ながの）　博一（ひろかず）	高崎経済大学
公共的団体を代表する者	堀井（ほりい）　捷一郎（しょういちろう）	越谷市自治会連合会
	深野（ふかの）　弘（ひろし）	越谷市コミュニティ推進協議会
	飯島（いいじま）　孝子（たかこ）	越谷市子ども会育成連絡協議会
学校教育関係団体等を代表する者	宮園（みやぞの）　たみ	越谷市ＰＴＡ連合会
	榊原（さかきばら）　久隆（ひさたか）	越谷市ＰＴＡ連合会
	斎藤（さいとう）　清一（せいいち）	越谷市私立幼稚園協会
	遠藤（えんどう）　幸樹（こうき）	越谷市私立保育園・認定こども園協会
	青木（あおき）　元秀（もとひで）	越谷市小学校長会
	萩原（はぎわら）　弘之（ひろゆき）	越谷市中学校長会
公募による市民	鈴木（すずき）　秀希（ひでき）	
	中野（なかの）　智弘（ともひろ）	
	濱野（はまの）　紀生（のりお）	

任期　令和８年１０月１日から令和１０年９月３０日まで

○越谷市立学校適正規模・適正配置審議会条例

令和８年３月２５日

条例第１０号

（設置）

第１条　越谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、越谷市立学校の適正規模及び適正配置に関し必要な事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、越谷市立学校適正規模・適正配置審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　公共的団体を代表する者

（３）　学校教育関係団体等を代表する者

（４）　公募による市民

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年条例第４号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱

平成２１年７月２９日

教委告示第１２号

（目的等）

第１条　この要綱は、審議会等の適正な設置及び円滑な運用を図るために必要な事項を定めることにより、審議会等の運営の透明性及び公正性を確保するとともに、教育行政に対する市民参加の促進を図り、もって開かれた教育行政の推進に資することを目的とする。

２　審議会等の設置及び運用に関し、この要綱に規定する事項について、別に定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「審議会等」とは、越谷市教育委員会が設置する地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関及び有識者等の意見を聴取し、教育行政に反映させることを目的とした規則、要綱その他の規程に基づく審議会、委員会、協議会等で、別表に掲げるもの以外のものをいう。

（設置時の留意事項）

第３条　審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）　審議会等の適正な運用を図るため、原則としてその設置根拠となる条例、規則、要綱その他の規程において、審議会等の設置目的、所掌事務並びに委員又は構成員（以下「委員」という。）の人数、選任区分及び任期を明らかにするものとする。

（２）　委員の人数は、必要最小限とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがある場合は、この限りでない。

（委員の選任）

第４条　委員の選任は、審議会等の設置目的に応じ、次に掲げる事項について十分配慮し、行うものとする。

（１）　審議会等の機能が十分発揮されるよう、審議会等のそれぞれの設置目的に応じて幅広く市民各界各層から選任する。

（２）　団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、委員の重複を避けるため、団体と十分協議を行うとともに、推薦される者が団体の長に固定しないよう配慮する。

（３）　公募により委員を選任することが適当であると認められる審議会等については、積極的に公募制を導入する。この場合において、公募により選任する委員の人数は、当該審議会等の委員定数のおおむね２０パーセント以上とする。

（４）　審議会等の委員への女性の登用推進要綱の趣旨を踏まえ、積極的に女性委員の登用を図る。

（５）　複数の審議会等（教育委員会以外の市の執行機関が設置する審議会等を含む。次条第１項第３号において同じ。）において同一人を重複して委員に選任する場合は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、３機関までとする。

（６）　委員の在任期間は、法令に定めがある等の特別の理由がある場合を除き、一の審議会等について連続３期以内とする。

（公募委員の応募資格等）

第５条　公募により選任する委員に応募することができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）　満１８歳以上の者であること。

（２）　市内において、住み、働き、学び、又は活動している者であること。

（３）　他の審議会等の公募による委員でない者であること。

（４）　市の職員でない者であること。

２　公募により選任された委員が、前項第２号又は第４号に定める要件に該当しなくなった場合は、その職を失うものとする。

（公募の方法等）

第６条　委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について広報紙、インターネットホームページその他の広報媒体を利用する等、より広く周知するものとする。

（１）　審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

（２）　応募資格

（３）　公募人数

（４）　選任時期及び任期

（５）　申し込み方法及び申し込み期限

（６）　問い合わせ先

（７）　その他必要な事項

（意見の聴取）

第７条　審議会等は、審議、調査等に必要があると認めるときは、広く市民の意見聴取に努めるものとする。

（会議の公開）

第８条　審議会等の会議は、原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

（１）　会議において、越谷市情報公開条例（平成１１年条例第１０号）第７条各号に掲げる情報に関し審議する場合

（２）　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

２　審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会等の代表者が当該審議会等に諮って行うものとする。

３　審議会等の代表者は、会議を公開しないことと決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

４　審議会等を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の会議の公開又は非公開が決定されたときは、会議の公開・非公開に関する決定報告書（第１号様式）を作成し、速やかに総務部総務課長及び教育総務部教育総務課長に提出するものとする。

（公開の方法）

第９条　審議会等の会議の公開は、傍聴者の定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けて希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

２　審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議を公正かつ円滑に行えるよう傍聴に係る遵守事項を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

３　審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議に付する会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち越谷市情報公開条例第７条各号に掲げる情報が記載されている会議資料については、この限りでない。

（会議開催の公表）

第１０条　審議会等は、公開することと決定した会議を開催しようとするときは、開催日前７日までに会議開催について庁舎内へ掲示すること及びインターネットホームページへ掲載することにより公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

２　前項の規定による庁舎内への掲示は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該掲示用に、会議開催のお知らせ（第２号様式）を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

３　審議会等は、第１項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議開催について公表するよう努めるものとする。

（会議録の作成）

第１１条　審議会等の会議の経過及び結果の正確性を確保するため、審議会等の事務局において会議録を作成するものとする。

（会議開催結果の公表）

第１２条　審議会等は、公開した会議については、会議の概要を市民の閲覧に供すること及びインターネットホームページへ掲載することにより、会議の開催結果を公表するものとする。

２　審議会等は、前項の規定による公表にあたっては、会議の概要に会議録及び会議資料を添付するよう努めるものとする。

３　第１項の閲覧は、総務部総務課において行うものとする。この場合において、所管課長は、当該閲覧用に、会議の開催結果（第３号様式）を作成し、総務部総務課長に提出するものとする。

４　審議会等は、第１項の規定による公表のほか、広報紙その他の広報媒体を活用すること等により、会議の開催結果について公表するよう努めるものとする。

（委員情報の登録）

第１３条　所管課長は、委員を選任したときは、速やかに公職者システムに必要情報を登録するものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか審議会等の設置及び運用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則（平成２２年教委告示第６号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年教委告示第５号）

この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年教委告示第６号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の越谷市教育委員会審議会等の設置及び運用に関する要綱の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年教委告示第６号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年教委告示第４号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年教委告示第６号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第２条関係）

対象外となる審議会等

審議会等名称
越谷市入学準備金貸付審査会
野口冨士男文庫運営委員会

市内小中学校の現状等について

1　小中学校を取り巻く状況

（1）少子高齢化・人口減少の進展

日本の総人口は、平成２０年（２００８年）の１億2，８０８万人をピークに減少に転じています。高齢化率は上昇傾向にあり、２０６５年には３８．４％となる見込みです。今後も少子高齢化・人口減少が進行すると推察されます。

■全国の将来推計人口



資料：2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」を基に作成

この傾向は本市においても見られ、本市の人口は、令和７年（２０２５年）４月１日現在で３４１，９９２人となっており、ゆるやかな減少傾向にあります。今後も人口は減少していく見通しであり、令和１２年（２０３０年）には、３３４，９３４人と約７，０００人の減少が予想されます。

年齢３区分別の年齢構成をみると、０歳～１４歳の年少人口は減少し、６５歳以上の高齢者人口は増加しています。

人口の見通しと年齢3区分別の年齢構成（各年4月1日現在）



資料：第5次越谷市総合振興計画

（２）児童生徒数の推移

本市の小学校児童数は昭和５６年の３万１７８人をピークに、平成１１年までに１万7，７７５人にまで減少、のち平成１８年に１万8，９４８人まで回復したものの、令和８年５月において１万6，５３２人となっております。

また、中学校生徒数は、昭和６１年に１万6，０３８人をピークに、平成１７年には8，０９０人まで減少、のち平成２４年に9，０５２人まで回復したものの、令和８年５月において8，１６０人となっております。



２　児童生徒数の現況と見込み

（１）小学校の現況と見込み

令和８年５月１日現在で、各小学校に通う児童数の最大は、川柳小学校の１，３００人で学級数は４０学級となっています。最小は、児童数は新方小学校の１５３人で学級数は増林小学校の６学級となっており、最大と最小の比較値は、児童数でおよそ８．５倍、学級数でおよそ６．７倍となっています。

また、令和１４年度の児童数の見込みの最大は、川柳小学校の１，１９９人で学級数は３７学級となっています。最小は、新方小学校の９７人で学級数は６学級となっており、比較すると、児童数でおよそ１２．４倍、学級数でおよそ６．２倍となっています。

※いずれの数値も特別支援学級を除く。

小学校児童数学級数一覧

2026/5/1現在

		児童数（人）			学級数（学級）		
		R8年度	R14年度（見込）	R8とR14の比較	R8年度	R14年度（見込）	R8とR14の比較
1	越ヶ谷小	631	511	▲ 120	21	18	▲ 3
2	大沢小	311	313	2	12	12	0
3	新方小	153	97	▲ 56	7	6	▲ 1
4	桜井小	403	352	▲ 51	15	13	▲ 2
5	大袋小	460	324	▲ 136	16	12	▲ 4
6	荻島小	454	352	▲ 102	17	13	▲ 4
7	出羽小	584	503	▲ 81	20	18	▲ 2
8	大相模小	975	672	▲ 303	31	23	▲ 8
9	増林小	163	108	▲ 55	6	6	0
10	川柳小	1,300	1,199	▲ 101	40	37	▲ 3
11	南越谷小	790	611	▲ 179	26	20	▲ 6
12	東越谷小	505	438	▲ 67	18	16	▲ 2
13	大沢北小	489	335	▲ 154	18	12	▲ 6
14	大袋北小	442	359	▲ 83	16	12	▲ 4
15	蒲生南小	499	464	▲ 35	17	17	0
16	北越谷小	286	259	▲ 27	12	12	0
17	大袋東小	439	384	▲ 55	17	13	▲ 4
18	平方小	326	245	▲ 81	12	11	▲ 1
19	弥栄小	415	293	▲ 122	15	12	▲ 3
20	大間野小	422	423	1	14	16	2
21	宮本小	524	576	52	18	19	1
22	西方小	597	523	▲ 74	19	18	▲ 1
23	鷺後小	638	502	▲ 136	22	17	▲ 5
24	明正小	807	444	▲ 363	26	16	▲ 10
25	千間台小	819	605	▲ 214	27	20	▲ 7
26	桜井南小	480	372	▲ 108	18	13	▲ 5
27	花田小	615	475	▲ 140	21	17	▲ 4
28	城ノ上小	490	340	▲ 150	17	13	▲ 4
29	蒲生小	867	904	37	28	29	1
計		15,884	12,983	▲ 2,901	546	461	▲ 85

（参考：ピーク時）児童数：30,178 人（S56 年度）／学級数：計 766 学級（S57 年度）

（2）中学校の現況と見込み

令和８年５月１日現在で、各中学校に通う生徒数の最大は、大相模中学校の７５８人で学級数は２２学級となっています。最小は、平方中学校の２８９人で学級数は９学級となっており、最大と最小の比較値は、生徒数でおよそ２．６倍、学級数でおよそ２．４倍となっています。

また、令和１４年度の生徒数の見込みの最大は、大相模中学校の７０１人で学級数は２１学級となっています。最小は、武蔵野中学校の２４５人で学級数は８学級となっており、比較すると、生徒数でおよそ２．９倍、学級数で２．６倍となっています。

※いずれの数値も特別支援学級を除く。

中学校生徒数学級数一覧

2026/5/1現在

		生徒数(人)			学級数(学級)		
		R8年度	R14年度(見込)	R8とR14の比較	R8年度	R14年度(見込)	R8とR14の比較
1	中央中	728	615	▲ 113	20	19	▲ 1
2	東中	379	387	8	12	13	1
3	西中	513	494	▲ 19	15	15	0
4	南中	622	601	▲ 21	18	19	1
5	北中	536	410	▲ 126	15	13	▲ 2
6	富士中	749	607	▲ 142	21	19	▲ 2
7	北陽中	335	273	▲ 62	10	9	▲ 1
8	栄進中	705	613	▲ 92	20	19	▲ 1
9	光陽中	743	322	▲ 421	21	11	▲ 10
10	平方中	289	271	▲ 18	9	10	1
11	武蔵野中	326	245	▲ 81	10	8	▲ 2
12	大袋中	468	395	▲ 73	13	13	0
13	新栄中	290	339	49	9	12	3
14	大相模中	758	701	▲ 57	22	21	▲ 1
15	千間台中	456	412	▲ 44	14	13	▲ 1
16	川柳中	0	619	619	0	20	20
計		7,897	7,304	▲ 593	229	234	5

（参考:ピーク時） 生徒数:16,038 人(S61 年度)／学級数:計 386 学級(S61 年度)

【補足】児童生徒の減少数と学級の減少数が正比例しない理由

小学校児童数学級数一覧の「R8とR14 の比較」では
（5）大袋小は児童数 136 人減に対して学級数は 4 減、（17）大袋東小は児童数 55 人減に対して学級数 4 減と児童数の減少数に大きな差があるものの、学級数の減少はどちらも同数の 4 減となっています。
これは、小学校は 1 学級 35 人**以内**と定められていますが、学校・学年によって 1 学級 18 人～35 人と幅があるため生じるものです。また、このため児童総数を 35 で除した数値が必ずしも学級数と等しくなるわけではありません。

21 人減だが学級減なし

内訳
大袋小（R8） 1 年生（66 人 2 学級） 2 年生（62 人 2 学級） 3 年生（90 人 3 学級）
4 年生（73 人 3 学級） 5 年生（87 人 3 学級） 6 年生（82 人 3 学級） 計 460 人 16 学級

(R14) 1 年生（45 人 2 学級） 2 年生（43 人 2 学級） 3 年生（55 人 2 学級）
4 年生（66 人 2 学級） 5 年生（57 人 2 学級） 6 年生（58 人 2 学級） 計 324 人 12 学級

大袋東小（R8） 1 年生（76 人 3 学級） 2 年生（74 人 3 学級） 3 年生（73 人 3 学級）
4 年生（77 人 3 学級） 5 年生（73 人 3 学級） 6 年生（66 人 2 学級） 計 439 人 17 学級

(R14) 1 年生（60 人 2 学級） 2 年生（69 人 2 学級） 3 年生（68 人 2 学級）
4 年生（49 人 2 学級） 5 年生（78 人 3 学級） 6 年生（60 人 2 学級） 計 384 人 15 学級

5 人減で 1 学級減

〇学級数から見る市内小中学校の現状

（令和８年４月１日現在）

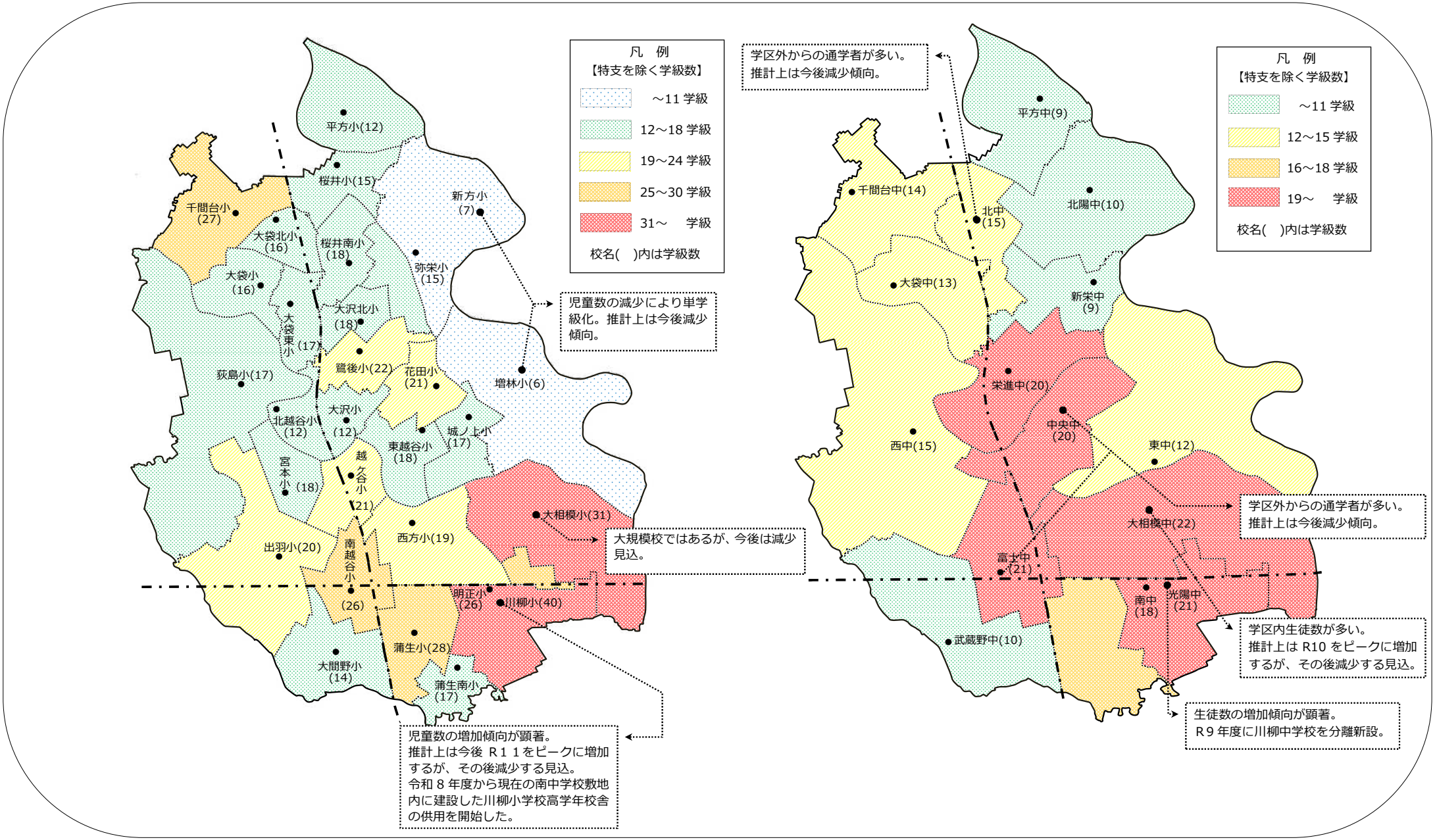

3　越谷市における学校教育の目標を踏まえた適正規模・適正配置の検討

（1）基本目標と施策の方向

令和８年度から令和１２年度を計画期間とする第４期越谷市教育振興基本計画では、「生きる力を育む学校教育を推進する」を基本目標の一つに掲げ、施策の方向を次のように示しています。この目標を前提条件として、越谷市にふさわしい適正規模・適正配置の検討をしてまいります。

基本目標１　生きる力を育む学校教育を推進する

目指す姿　自ら夢や希望、目標を持って、自立して生きていくための基礎となる確かな学力、健康な心と体が育まれている

施策の方向	施策
施策の方向１　９年間を見通した越谷教育を推進する 自立した人間として主体的に判断し、**多様な人々と協働しながら**新たな価値を創造するこどもの育成を目指し、**小中一貫教育を通して**、カリキュラム・マネジメントの確立による特色ある教育課程を推進します。また、**将来の児童生徒数の推移等を勘案しながら今後の学校施設の在り方について検討**します。	■特色ある教育課程の推進 ■**小中一貫型小中学校の整備と将来を見据えた学校施設の検討**
施策の方向２　確かな学力を育む **小中一貫教育**により、９年間の学びの連続性を確保し、また、「主体的・対話的で深い学び」の充実により、わくわく感のある授業を実践することで、確かな学力を育みます。また、ＩＣＴを活用した教育の充実を図るとともに、児童生徒のコミュニケーション能力を高める英語教育の推進に取り組みます。	■一人ひとりの学力を伸ばす教育の推進 ■新しい時代に求められる資質・能力の育成
施策の方向３　豊かな心を育む 社会、自然等と接する体験活動や道徳教育を推進し、生きる力の基礎となる豊かな心を育みます。いじめを含めた生徒指導上の諸問題については、未然防止、早期発見、早期解消・再発防止を目指し、教育相談体制の充実を図ります。また、部落差別やインターネットによる人権侵害などに対する人権教育や情報モラル教育を推進し、人権問題を主体的に考え行動する児童生徒を育みます。	■豊かな心を育む教育の推進と生徒指導の充実 ■教育相談体制の充実といじめ防止対策の推進 ■学校教育における人権教育の推進
施策の方向４　健やかな体を育む 児童生徒の体力向上に努めるとともに、健康の保持増進に主体的に取り組む児童生徒を育みます。また、栄養教諭等による食に関する指導を充実させるなど、食育の推進を図ります。さらに、学校給食を安定して継続的に提供するため、老朽化が進む学校給食施設の整備について検討します。	■健康教育の充実 ■学校給食の充実と食育の推進 ■学校給食施設の維持管理・整備
施策の方向５　自立する力を育む 進路指導、キャリア教育、環境教育等を推進し、主体的に社会に参画する力を育成するほか、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進します。不登校については、未然防止・早期発見・早期対応を図るため、家庭・学校等と連携した総合的な対策、教育相談の充実などに取り組むほか、教育機会の確保に努めます。さらに、幼児期から大学等まで、多様な就学機会への支援や就学に必要な援助を行うとともに、日本語を母語としない児童生徒への日本語学習の機会の提供に取り組みます。	■主体的に社会の形成に参画する力の育成 ■障がいのあるこどもへの支援と指導の充実 ■不登校児童生徒への支援 ■一人ひとりの状況に応じた教育支援
施策の方向６　質の高い教育環境を整備する 教職員研修の充実に取り組むとともに、教職員の健康の維持・管理に努めます。また、**教職員の働き方改革**の推進や、**地域全体でこどもを見守り育てる学校づくり**などに取り組みます。さらに、学校施設の長寿命化をはじめとした整備・改修に計画的に取り組むとともに、学習で使用するＩＣＴ機器等の整備充実等に取り組みます。	■教職員の資質・能力の向上 ■学校の組織運営の改善 ■安全・安心で快適な学習環境の整備・充実

（２）小中一貫教育と市の取組

①小中一貫教育とは

小中一貫教育とは、小学校と中学校の教育を一体化して、連続性と一貫性のある教育を行う方式のことです。

小学校から中学校までの教育内容や学習指導要領をつなげて、段階的に学びを深められるようにする「カリキュラムの連携」や、小学校から中学校への進学時の環境変化や学習のギャップを減らし、安心して学び続けられるようにする。また、小学校と中学校の教員が協力して指導方法や学習内容を調整し、継続した指導を行うとともに、生活習慣や心のケアなど、学校生活全般で一貫した支援をするなど、小中一貫教育は児童・生徒の成長段階に合わせて途切れのない教育を提供することを言います。地域の実情に応じて小中一貫校（小学校と中学校が同一の学校施設や組織で運営される学校）が設けられていることもあります。

②越谷市の小中一貫教育への取組

越谷市では、平成２７年度から「夢に向かって輝く子どもの育成」を目指し、市内全小中学校を中学校区の１５ブロックに分け、小中一貫教育に取り組んできました。

平成２８年度教育行政方針において、「小中一貫教育については、学力の向上・中１ギャップの解消・自己肯定感の高揚をねらいとし、９年間を見通した連続性のある系統的な指導を行う」こととして、各中学校区を単位に、平成２７年度を１年目とした「第１期」、令和２年度から令和７年度を「第２期」、令和８年度から令和１３年度を「第３期」として、研究指定・研究委嘱を行っています。

（３）学校の「適正規模」

学校規模については、学校教育法施行規則第４１条により「小学校の学級数は、１２学級以上１８学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定（同施行規則第７９条によって中学校に準用）されています。

また、この標準は、「特別の事情のあるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、国（文部科学省）が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」では、設置者が「それぞれの地域の実情に応じた最適な…学校規模を主体的に検討すること…が求められて」いるとされています。

本市では、市立小中学校学区審議会において、小学校は１２学級以上２４学級以下、中学校は１２学級以上１８学級以下が適正規模として妥当であるとの答申をいただいています。

今後は、将来にわたり児童生徒の良好な学習環境を確保するため、学校現場の様々な課題を踏まえた小中学校の適正規模について、市立学校適正規模・適正配置審議会で、学区審議会と連携しながら検討する予定です。

小学校・中学校の規模標準等

	国の標準 （特別の事情のあるときは、この限りでない）	市学区審議会答申 （平成26年4月、令和8年5月）
小学校	12学級以上18学級以下	12学級以上24学級以下
中学校	12学級以上18学級以下	12学級以上18学級以下

（４）学校の「適正配置」

学校の配置については、「児童生徒の通学条件を考慮することが必要」で「徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で４㎞以内、中学校で６㎞以内という基準は…おおよその目安」と示されており、「適正配置」とは、通学区域内の学校までの通学距離としてとらえることが一般的となっています。

本市の市立小中学校の現在の通学区域については、前述の距離内で設定されています。

今後は、適正規模及び２０年後の将来推計等を踏まえ、適正配置について、審議会や学校現場、学校に通う児童生徒や保護者、地域からの意見を傾聴し、検討していきたいと考えています。

4　国の動向（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き）

文部科学省初等中等教育局長通知（令和８年８月５日付８文科初第 1125 号）抜粋

「学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高めることを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

このため、文部科学省では、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成２７年１月２７日）（以下「平成２７年手引き」）を策定し、学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めてきたところです。」

手引き概要（一部）

学校規模の適正化に関する基本的な考え方
教育的な観点
児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い…社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。 そのためにも一定の規模の児童生徒集団の確保や、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。
学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目標をより良く実現するために行うべき。 現在の学級数や児童生徒数や将来的な人口動態等のデータの下で…総合的な観点から分析を行い、保護者や地域住民と共通理解を図りながら検討する必要がある。
地域コミュニティや教育の核としての性格への配慮
小中学校は教育施設であるだけでなく、地域コミュニティ、保育、地域の交流や、災害時の避難場所としての利用等様々な機能を併せ持っている。また、学校教育は地域の未来を担う子供たちを育む営みであり、まちづくりの在り方と密接不可分である。
上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、保護者や児童生徒の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど丁寧な議論を行うことが望ましい。

学校規模の適正化
検討の際に考慮すべき観点
法令上、学校規模の標準は、小学校及び中学校では「１２学級以上１８学級以下」が標準とされていますが、これらの標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。 また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、小学校及び中学校の１２学級を下回るか否かだけではなく、１２学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。
基本的視点　学級数に関する視点
学級数が少ないことによる学校運営上の課題 「クラス替えが全部又は一部の学年でできない」 「クラス同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める教育活動ができない」等
教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題 「経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる」 「教師個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教師数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある」等
学級数が少ないことによる学校運営上の課題が児童生徒に与える影響 「集団の中で自己主張をし、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい」 「児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい」等

学校の適正配置（通学条件）
通学距離による考え方 「小学校でおおむね４ｋｍ以内」 「中学校でおおむね６ｋｍ以内」
通学時間による考え方 「おおむね１時間以内と設定している例が多い」
各地域における主体的検討の重要性 「児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気象条件…などの観点を全体的に勘案して…通学距離や通学時間の目安を定めるとともに、学校の適正配置の検討を行う必要がある」

※以上は、概要の一部であり、手引きの内容すべてを網羅したものではありません。

令和８年８月の改訂

平成２７年手引きで示された学校の適正規模・適正配置の在り方についての基本的な考え方は…現在においても引き続き妥当であるものの、状況の変化を踏まえ…主に「広域化」「総合化」「現代化」の観点から改訂を行っています。

このうち「総合化」の観点は、「学校を設置する教育委員会の視点で検討するのではなく、市長（原文首長）部局も含めた…市（町村）全体でその地域の未来を考える視点で検討する」としています。

5　越谷市立学校適正規模・適正配置基本方針の策定

これまでのとおり、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数が減少傾向にあり、このまま人口減少が進行していくと、一部では教育環境としての学校規模を維持することが難しく、教育環境や学校運営に様々な影響をおよぼすことが懸念されます。

こうしたことから、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、小中学校における学校規模の適正化や将来を見据えた学校配置のあり方などについて、児童生徒を取り巻く状況や社会情勢の動向など幅広い視点から越谷市立学校適正規模・適正配置審議会において調査審議いただいた上で、まちづくりの観点も踏まえつつ、まずは将来的な市立小中学校の適正規模・適正配置計画の礎となる基本方針の策定を目指します。

基本方針の構成イメージ

越谷市における学校教育の目的、目標
越谷市の学校教育を考えるときに、その基本となる目的と目標の整理
現状把握と課題の整理
・児童生徒推計、施設の老朽化状況、通学環境等の現状把握 ・教育環境の差、教職員の働き方改革、安全な通学環境、市全体の施設計画、財政状況等の課題整理
適正規模
学校規模の標準として、法令に学級数が示されているが、本市の特性や小中学校が置かれている現況から、将来的な観点を踏まえ、１校あたり、どれくらいの（最小と最大）学級数が適正と言えるか。
適正配置
上記の「現状把握と課題の整理」「適正規模」を踏まえ、考えられる対応策と、その一つとして学校再編を行う場合の進め方や適正配置の方向性を示す。
留意事項（適正規模・適正配置を進めるに当たって）
・教育的な視点（学校教育の目的・目標）を基本 ・地域コミュニティ等の施設の利用に配慮 ・市民参加（学校関係者・保護者・地域の方との連携、情報共有） ・政策・財政的視点（施設の老朽化の状況、市の財政、公共施設等総合管理計画やまちづくりの観点）　など

※施設ごとの個別具体的な計画は、基本方針を受けて策定予定の個別施設計画に委ねることとする。

【参考】　他市の具体的な検討の流れ

具体的な検討の流れの例（東京都町田市）

適正規模適正配置方針	令和元年度	6月～7月	・町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査　実施 ・回答者の過半数：地域ごとに建替える学校を決めて，重点的に投資して建替える
		8月27日	・町田市立学校適正規模・適正配置等審議会開催 （保護者，町内会・自治会，教職員，学識経験者） ・審議内容：1学年当たりの望ましい学級数，その学級数の実現を目指した望ましい通学区域や学校配置のあり方（以降，令和2年1月まで6回開催）
		1月24日	・町田市立学校適正規模・適正配置等審議会答申
		3月2日	・「町田市立学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方」策定
適正規模適正配置基本計画（市全体）	令和2年度	5月11日	・まちだの新たな学校づくり審議会設置（以降，令和3年3月まで13回実施）
		5月	・通学区域のあり方検討部会設置（2回実施）
		6月～7月	・まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集実施
		7月28日	・町田市立学校の新たな学校づくりのあり方検討部会 （以降，令和3年2月まで10回開催）
		7月	・審議会・検討部会合同で市内の学校見学，意見交換会
		8月～9月	・市立学校現地調査（2000年以降建築・改築校）
		9月～10月	・町田市立学校の学校施設機能のあり方に関する教員アンケート調査， 町田市立学校（2000年以降建築・改築校）アンケート調査　実施
	3	4月16日	・まちだの新たな学校づくり審議会答申
		5月17日	・「町田市新たな学校づくり推進計画」策定
適正規模適正配置基本計画（エリア）	令和3年度	8月～10月	・第1期の新たな学校づくりとして4地区で統合新設校意見交換会（本町田・南成瀬・鶴川東・鶴川西地区，保護者向け・市民向け） ・各地区の町内会・自治会や団体，関係者等への説明
		10月～11月	・新たな学校づくり推進計画市民説明会（WEB及び市役所）
		12月～2月	・4地区に新たな学校づくり基本計画検討会設置　（令和5年1月まで実施，各地区12回） （本町田・南成瀬・鶴川東・鶴川西地区の保護者・地域住民・学校の代表で構成）
		3月	・単独建替えの南第一小学校について意見交換会（第1期は5地区に）
	4	3月	・5地区「新たな学校づくり基本計画」「新たな学校づくり建設基本計画」策定
	5	6月～7月	・新たな学校づくり基本計画説明会（5地区）
	7	6月～12月	・第2期の新たな学校づくりとして4地区で意見交換会
		10月	・薬師・金井地区に新たな学校づくり基本計画検討会設置
実行段階（移行期間）※本町田地区を例に	5	5月	・新たな学校づくり基本計画推進協議会設置
		8月21日	・本町田地区の施設整備PFI事業の実施方針・要求水準書（案）公表
	令和6年度	6月～7月	・保護者説明会
		7月～3月	・仮校舎の改修工事（統合に向けた教室数の確保）
		8月29日	・PFI事業の優先交渉権者決定（9月に事業契約締結）
		10月	・校歌・校章完成
		1月～2月	・保護者説明会
	7	4月	・仮校舎にて本町田ひなた小学校開校（新校舎は2028年度予定）

※令和６年度文部科学省「少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」委託事業報告書抜粋

具体的な検討の流れの例（静岡県牧之原市）

適正規模適正配置方針	29年度	7月	・教育講演会の開催
		2月	・「教育のあり方検討委員会」設置（平成30年11月まで6回開催）
	平成30年度	7月～9月	・学校説明会（12校）
		10月	・教育のあり方検討意見交換会（2回）
		11月	・PTA連絡協議会
		12月	・「教育のあり方検討委員会」答申報告会，講演会
		3月	・「牧之原市望ましい教育環境のあり方に関する方針」策定
適正規模適正配置基本計画（市全体）	元年度	6月	・教育シンポジウムの開催
		4月～12月	・家庭教育学級・地区セミナー・学校保護者説明会 （3回）
		9月	・「学校再編計画策定委員会」設置（令和3年3月まで10回＋メール審議）
	令和2年度	6月～8月	・地区説明会（13回）
		10月	・意見交換会（9回）
		11月	・インターネット意見募集・未就学児保護者インタビュー・PTA連絡協議会
		2月	・中学生・中学生以下の子どもの保護者へのオンラインアンケート
		3月	・「学校再編計画策定委員会」答申
	令和3年度	6月～7月	・高校生等（ワーク）（3回）
		7月	・保護者意見交換会（1回）
		7月～8月	・学校説明会（12回）
		8月～10月	・地区意見交換会（3回）
		10月～11月	・希望地区説明会（2回）
		12月	・地区説明会（3回），保護者意見交換会（3回）
		12月～1月	・教職員アンケート
		2月	・保護者オンライン説明会（4回），パブリックコメント
		3月	・「未来の子どもたちのための新しい学校づくり計画～学校再編計画～」策定 市立小中学校10校を義務教育学校2校に再編する
適正規模適正配置基本計画（エリア）	令和4年度	5月～8月	・教職員説明会（8回）
		5月～11月	・出前授業（8校）
		6月	・シンポジウムの開催
		8月	・2地域に「候補地選定委員会」設置（11月まで）（榛原3回地域，相良地域4回）
		10月	・2地域に「新しい学校づくり検討会」設置（令和5年10月まで）（合同1回，先進地視察1回，地域別各6回）
		11月	・保護者アンケート（1回）
		12月	・学校再編子どもワークショップ「あったらいいなこんな学校」（1回） ・教職員ヒアリング（1回）
		1月～2月	・地区説明会（4回）
		3月	・保護者意見交換会（2回），「新しい学校づくり勉強会 義務教育学校」
	令和5年度	4月	・PTA総会（10校），教職員ヒアリング（1回），学校司書意見交換会（1回）
		8月	・「新しい学校づくり勉強会 キャリア教育」
		9月	・「新しい学校づくり勉強会 キャリア教育とコミュニティ・スクール」
		9月～1月	・地区説明会（11回）
		12月～1月	・パブリックコメント
		12月	・高校生ワークショップ（2回），保護者意見交換会（2回）
		1月	・「牧之原市義務教育学校施設整備基本構想・基本計画」 策定
実行段階（移行期間）※榛原地域を例に	令和6年度	8月	・義務教育学校建築設計業務等の公募型プロポーザル方式実施公告
		11月	・義務教育学校建築設計業務等委託業者の選定結果
		2月	・「新しい学校づくり報告会」の開催
	7	6月	・新しい学校づくりワークショップ（21日：小学生対象，30日：中学生対象）

※令和６年度文部科学省「少子化時代に対応した学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究」委託事業報告書抜粋